



鳥取県公報

平成16年10月29日(金)
第7633号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (788) (福祉保健課) 1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (789) (") 1
	生活保護法による病院及び診療所の廃止の届出 (790) (") 2
	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (791) (障害福祉課) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (792) (健康対策課) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (793) (") 2
	土地改良法による換地処分 (2件) (794・795) (耕地課) 3
	建築基準法による道路の位置の指定 (796) (建築課) 3
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の 名称等の一部改正 (797) (会計管理室) 3
調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (文化芸術課) 4

告 示

鳥取県告示第788号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀧田整形外科医院	米子市角盤町四丁目145 - 1	平成16年9月24日
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	平成16年10月1日

鳥取県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
いしはら皮膚科クリニック	米子市新開六丁目 5 - 24	平成16年11月 1 日

鳥取県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から病院又は診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
本田内科医院	米子市昭和町71 - 1	平成16年 4 月28日
竹内クリニック	鳥取市新町212	平成16年 9 月 8 日
瀧田整形外科医院	米子市角盤町四丁目145 - 1	平成16年 9 月23日
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭397	平成16年 9 月30日

鳥取県告示第791号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
社会就労センターげんき工房	東伯郡北条町島366 - 7	知的障害者通所授産施設	平成16年10月20日

鳥取県告示第792号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀧田整形外科医院	米子市角盤町四丁目145 - 1	平成16年 9 月24日

鳥取県告示第793号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
瀧田整形外科医院	米子市角盤町四丁目145 - 1	平成16年 9 月23日

鳥取県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下北条地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下北条地区（第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第796号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年10月29日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
八頭郡郡家町大字郡家211 - 1 森本信幸	八頭郡郡家町大字郡家字下田井下分592 - 14	幅員 7.10メートルから4.00メートル
		延長 65.63メートル
		幅員 4.00メートル
		延長 47.82メートル

鳥取県告示第797号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 鳥取県指定代理金融機関		2 鳥取県指定代理金融機関	
名 称	取 扱 店 舗	名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店及び出張所	株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡、八頭郡及び気高郡内に所在する本店、支店及び出張所
略		略	

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取県立童謡館展示演出用映像・音響システム更新業務委託
- (2) 業務場所 鳥取市西町三丁目202
- (3) 業務内容

鳥取県立童謡館の展示物のうち、「茅葺民家」^{かやぶき}、「木造教室」及び「鳥取の音楽家の部屋」の演出に係る映像・音響システム（以下「システム」という。）の更新に係る実施設計、制御プログラム等の作成及び機器の設置調整等の業務を行う。

- (4) 履行期間 契約日から平成17年3月20日まで
- (5) 委 託 料 9,800,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく入札参加資格のうち家庭電器、情報処理サービス、イベント・公告・企画のいずれかに係るものを有すること。
- (3) 平成16年10月29日（金）から同年11月12日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県文化観光局職員及び有識者で構成する鳥取県立童謡館展示演出用映像・音響システム更新業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、次の事項について行う。

- (1) システムの更新業務についての基本的な考え方
- (2) システムの更新事業全体に係る総事業費の縮減についての考え方
- (3) 更新後のシステムの維持管理費の縮減についての考え方
- (4) トラブル発生時における対応についての考え方

4 最優秀企画提案者の選定

最優秀企画提案者の選定は、評価委員会で次の事項を総合的に勘案して、最も優れた者を選定することにより行う。なお、残りの者についても優れた者から順に順位を付ける。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 同種業務の実績
- (3) 委託業務に要する費用

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局文化芸術課（鳥取県庁本庁舎 6 階）

電話 0857 - 26 - 7839

- (2) 企画提案書等作成要領の交付

企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）は、平成16年10月29日（金）から同年11月12日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://db.pref.tottori.jp/bunkakankouhp.nsf/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者に対しては、下記ア及びイにより、直接交付するものとする。

作成要領を入手した者で企画提案書の提出を予定するものは、作成要領に基づき、企画提案書等作成要領受領書（以下「受領書」という。）を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、このことは、受領書を提出していない者による企画提案書の提出を妨げるものではない。

ア 交付期間

平成16年10月29日（金）から同年11月12日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出期限

平成16年11月18日（木）

ウ 提出場所

(1)に同じ。

- (4) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

この公告による企画提案書の提出に当たって質問がある場合には、作成要領に基づき、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、質問に対する回答は受領書を提出した者全員に対して行う。

イ 提出期限

(2)のアに同じ。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

6 契約の締結

4により最優秀企画提案者として認定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果に基づき付けられた順位の上位の者から順に契約の交渉を行う。

7 その他

詳細は、作成要領による。